

「原発なしで生きる権利」を求めて

日本民主法律家協会発行
「法と民主主義」6月号投稿

きっかけはチェルノブイリ

私が「原発に依存しない社会を」と意識したきっかけは、チェルノブイリ事故でした。現地から遠く離れた北大構内からも、放射性物質が検出されるなど、汚染は地球規模に広がっていました。

私は原子力について猛勉強しました。何万年にも及ぶ核廃棄物の環境への影響、止められない核暴走、メルトダウン（炉心溶融）の恐ろしさ、食物連鎖による放射性物質の強烈な濃縮……。

学生時代、都立大で物理を専攻していた私は、「原子力は夢のエネルギー」と信じていたのですから、大きなショックを受けたのです。私の中で、「人類は原子力と共存はできない。原発への依存をやめなければ、今に大変なことになる」という信念が形成されていきました。

世論が大きく脱原発に傾く中、北海道電力による泊原子力発電所の建設計画は着々と進められていました。

仲間と、自分たちに何が出来るか、何日も話し合いました。その中で、「裁判を起こそう」という意見が出たのです。彼の意見は、「泊を止められる人間は、日本に三人いる。一人は総理、次は北電の社長、そして最後は裁判長だ。前の二人には、その気はないから、裁判長に期待する」という、乱暴なものでした。

反対意見もありました。「裁判所も権力の一部なのだから、やるだけ無駄だ」と。結局、裁判だけに頼るのではなく、他の反対運動と組み合わせて取り組もう

ということになりました。

「裁判所と言えども世論の動きは無視できないはず。運動の盛り上がりを背景に裁判を有利に進め、同時に裁判闘争の展開で、当時おこなわれていた道民投票を目指した直接請求運動などに活気を与えよう。裁判そのものも法廷の内外で世論喚起する運動と位置づけよう」と決まったのです。

九八八人の本人訴訟

それからが大変。なにせ、学生運動や選挙活動で被告になった経験はあっても、原告の経験がある者は一人もいないのです。幸い、何人かの弁護士に知人がいたので、毎日、相談に通いました。

「相談にはのるけど、自分は代理人にはならない」という、多くの弁護士さんたちの言葉が今でも思い出されます。「各地の原発訴訟も、世論が盛り上がっている時は、たくさんの方が集まる。しかし時間が経ち、気が付いてみると弁護士しか残っていないかったという例がほとんど」という異口同音の回答が、依頼にいった先々で返ってきたのです。

「ようしそれなら、本人訴訟でいこう」となりました。書店で「裁判は、自分でも起こせる」関係の本を買い集め、勉強会は連日深夜に及んだのです。

原発訴訟に関する書籍も読みあさりしました。その中で、「原発から一〇キロ以上離れた所に住んでいる人間は、その影響を受けないので原告適格を欠く。従って訴えそのものが無効」とされ、門前払

いをくらったケースを知りました。

「冗談じゃない。チェルノブイリの影響は札幌まできたじゃないか」と、憤ったのを今でも思い出します。「この壁も乗り越えよう」と、原告には泊原発から直線で七〇キロ離れた札幌市民も多数入れようとなったのです。

結果として、すべての原告の適格が認められたのですから、この取り組みは「勝利した」と考えています。

「五万人原告団」の旗を立て

資金調達もかねて、連日街頭でカンパ活動を展開。「あなたも署名とカンパで原告になろう」という訴えに、多数の市民が応えてくれました。郵便振替によるカンパも含めると、連日数十万円がよせられたのですから、札幌市民の原発への関心の高さを実感しました。

四万人に及ぶ賛同者と、数百万円のカンパ額。「五万人原告団」の誕生です。全員を原告にと考えていましたが、訴訟費用が原告の数に比例する事実を知り、断念。結果的には九八八人の原告と、二人の選定当事者が公判闘争を担うこととなったのです。

訴状の作成には困難をきたしました。「原発は危険だ」という確信はありましたが、訴えの根拠を何に求めるかというところで、悩んだのです。設置許可取り消しを国に求める行政裁判ではありません。私企業である北電を訴えるのですから、ここはしっかり検討しました。

いろいろ考えたあげく、憲法から導かれる人格権にもとづく「原発なしで生きる権利」という新しい権利概念を、この裁判を通じてつくり出さないとはいえませんでした。その権利が侵害される恐れがあるから、それを予防するために建設差し止めを請求するのだと、論理立てたのです。

もちろん、原発の建設差し止めを求めるのですから、それが直接の獲得目標です。しかし同時に、こうした権利を確立することができたら、素晴らしいことで

はないかと、法的には素人集団の私たちは意気があがったのです。

十一年にわたる長期裁判闘争

弁護士がいないものですから、出廷した電気事業者の証人に対しておこなった尋問も、テレビや小説で見たものを参考にするなど、今にして思えば、「怖いもの知らず」でした。しかしそんな私たちを支えてきたのは、「原発なしで暮らしたい」という強い思いだったのです。

私たちの主張は、「チェルノブイリ規模の事故が起きたときはもちろん、日常の運転に伴って放出される放射性物質によっても、放射線による被害が発生する危険にさらされることになるので、人格権（原発なしで生きる権利）に基づく妨害予防請求として、泊原発の建設、操業の差し止めを求める」というものでした。

被告である北海道電力は、「人格権は抽象的、一般的なものであるから、このような権利を裁判によって創造することは、法的安定性の見地から慎重であるべき。人格権は差し止め請求の根拠とはなりえないものであり、本件訴えは、いずれも審判の対象たりうる請求適格を欠くから、不適法である」と主張。いわゆる門前払いを求めるものでした。

これに対し裁判所は、「個人の生命、身体という重大な保護法益が現に侵害され、又は将来侵害されようとしている具体的な危険がある場合には、その侵害を排除し、又は将来の侵害を予防するために、人格権に基づき、侵害行為の差し止めを求めることができる。したがって、本件訴えは適法である。」と、門前払いを求める被告・北電の主張を退ける判断を示しました。

「原発なしで生きる権利」という表現こそ使用されませんでした。が、「人格権による訴えは適法」ということを裁判所が認めたのです。私たちは大きな勇気を獲得しました。

私たちは、「国は、いくつかの典型的な事故やトラブルを想定し、これに対処

できることを安全性の条件としている。しかし実際の事故は、ほとんど全部といってよいほど、シナリオどおりには起こっていない」、つまり想定外の事象の組み合わせにより事故は起きると主張。使用済み燃料の処分問題をはじめ、各分野における「事故の危険性、可能性」を指摘してきました。

例えば水位計の信頼性についてです。事故発生時に、原子炉内の水位がどうなっているかを知ることが極めて重要なことだからです。そこで、「差圧式水位計の精度は信用できず、むしろ冷却材喪失事故の際に運転員に誤解を与える」と訴えました。

しかし判決では、「具体的に検討したのではない」と、退けられました。

今年三月の福島原発事故では、炉内の水位に対する予見が極めて重い課題を抱えていたことと考え合わせると、複雑な思いで判決文を読み返しています。確かに私たちは、具体的に検討したり検証したりする手段を持ち合わせていませんでした。しかし悲しいことに、福島の現実が、「具体的に検証する」結果になってしまったのですから。

結論として、「原発の日常運転により、原告の生命、身体に侵害を及ぼす具体的危険があるとは認められない。また事故が発生する具体的な危険があるものとも認められない」として、「原告らの請求をいづれも棄却する」となっています。

「脱原発」を明文化した道条例の制定

裁判闘争が続いているさなかの一九九五年、私は北海道議会議員に初当選いたしました。もちろん「原発に依存しない社会の実現」という私の政治的立脚点は、初当選以来、今日に至るまで変わりありません。活動のフィールドを市民運動から議会活動へと移したわけです。

二〇〇〇年、道議会はいわゆる「脱原発条例」を制定、「原子力は、過渡的エネルギー」と位置づけ、「脱原発の視念に立って、道内で確保出来る新エネルギー

」の利用を拡大する」と明記したのです。

「脱原発」は、北海道にとつて、エネルギー政策の基軸に据えられていると言えます。この成果の背景には、原発訴訟の経過と結果があったと考えています。

原発を中止する選択肢も

差し止め訴訟は、結果として敗訴しました。しかし判決文の末尾に、「裁判所は、原子力発電は絶対に安全化と問われたとき、これを肯定するだけの能力をもたない。どれだけ安全確保対策を充実させたとしても、事故の可能性を完全に否定することはできないものであり、ひとたび重大な事故が起こった場合には、多量の放射性物質が環境へ放出されて取り返しのつかない結果を招くという抽象的な危険は、常に存在しているからである。(中略)最終処分場がはたして準備できるのかなど、問題は未解決のままである。

原子力発電を推進するのも、一つの選択肢である。他方、原子力発電は中止しようという選択肢もあつてよい。自分たちの子どもに何を残すのか。多方面からの議論を尽くし、英知を集めて、賢明な選択をしなければならぬ」という、一文が記された意義は大きいと思います。

新聞では、次のように報道されました。

「全国で起こされている原発に対する運転差し止め訴訟判決の定石通り、具体的各論では『危険性はない』と断定的に結論付けたが、『未来の選択』について『原発を中止する選択肢もあつてよい』と、遅まきながら原発訴訟の裁判所判決では異例の提示をした」

最後に、判決の翌日、毎日新聞に、名城大学の植田敦教授(物理・環境経済)が出されたコメントを付記します。

「棄却されたものの、こうした判決を引き出した原告は、よく闘った。裁判所自体が、原発は困った存在だと感じており、司法の戸惑いを読み取れる」